東京都消費生活基本計画 令和2年度取組予定

☆: 答申を踏まえた取組にかかる施策

×

【政策4】消費者教育の推進と持続可能な消費の普及

(1) 主体的に選択・行動ができる消費者に向けた消費者教育の推進

		かでる月賀石に向けた月賀石教育の推進
番号	施策名	令和2年度取組予定
4-1-1 ☆	消費者教育推進協 議会の運営	 都における消費者教育を総合的、効果的に推進していくため、協議会を開催し、意見交換等を行う。また、構成員間の意見交換等を通じて、消費者教育に関する情報収集を実施 【答申を踏まえた取組】 消費生活部門と学校教育部門が連携し、消費者教育の充実を図るため、消費者教育推進庁内連絡会議を設置
4-1-2 ☆	ライフステージに応 じた消費生活情報の 提供	・主に高齢者向けとして、情報誌「東京くらしねっと」を活用した情報発信の実施 【答申を踏まえた取組】 ・主に若者向けに、WEBやSNS等を活用した情報発信の実施 ・高校2年生を対象に、成人になる前に押さえておきたい消費生活の知 識や消費生活トラブルの相談機関を紹介した消費者教育・啓発ノートを 配布
4-1-3 ☆	高等学校における 消費者教育の推進	・研修会等の機会を利用して、教員への情報発信や指導助言を実施 【答申を踏まえた取組】 ・全都立高校等で「社会への扉」を活用した消費者教育の取組を実施 ・生徒用リーフレットを活用し、生徒自身の消費者としての自覚を促進 ・生活文化局等と連携し、校長連絡会等で東京都消費生活総合センター 主催の「教員のための消費者教育講座」や高校生向けの視聴覚教材等 の活用について情報提供を行う。
4-1-4 ☆	小・中学校における 消費者教育の推進	・東京都及び東京都教育委員会の消費者教育に関わる主な事業や区市町村教育委員会の取組等について、区市町村教育委員会を対象に、年3回程度情報提供を行う。 ・消費者教育フェスタ開催の周知 【答申を踏まえた取組】 ・「『法』に関する教育推進校」を設置し、指導内容及び指導方法等についての研究・開発を行い、研究発表会を開催

番号	施策名	令和2年度取組予定
4-1-5 ☆	消費者教育に携わ る教員への支援	・夏休み期間に消費者問題教員講座の実施 ・教員向け消費者教育情報提供誌「わたしは消費者」を年4回発行 【答申を踏まえた取組】 ・学校現場と連携・調整し、消費者教育の推進を担う「東京都版消費者教育コーディネーター」を消費生活総合センターに配置
4-1-6 ☆	学生・生徒向けの消 費生活講座	・「学校向け出前講座」の実施及び活用の促進 ・大学等の新入生向けガイダンスや学内イベントでの出前講座・出前寄席の実施 ・大学の教職員と連携してゼミ単位での出前講座・出前寄席による啓発を実施 【答申を踏まえた取組】 PTA、保護者等を対象にした出前講座の実施及び活用の促進を図る。
4-1-7	多種多様なテーマ・ 手法による消費生活 講座	・東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)や大学の落語研究会、 社会人ボランティア等を消費者の希望する場所へ派遣する出前講座、出 前寄席を実施 ・出前講座と出前寄席を組み合わせた実施など手法についても検討し、 活用の促進を図る。 ・実験実習講座、食育講座、連続講座、親子講座について、各講座の対 象や目的を踏まえ、消費者教育に必要なテーマを取り上げる。
4-1-8	事業者等による消費者教育の促進	・事業者等のニーズ(対象世代・テーマ等)を踏まえた出前講座の実施 ・事業者、事業者団体等に対して、様々な機会を活用し、連携した啓発 協力を依頼
4-1-9 ☆	事業者団体等の取組に関する情報提供	・展示・交流コーナーにおける、事業者団体等が作成した消費生活に関するリーフレット等の配架やパネル展示による情報提供の実施 【答申を踏まえた取組】 ・教員講座において、事業者団体等が作成した消費者教育教材を収集・展示するとともに、各団体・機関が実施する出前授業に関する案内についての情報提供を実施
4-1-10	事業者団体等との連 携による消費生活講 座	・様々な分野における専門知識を持つ事業者団体等との連携を図り、「多様な主体との連携講座」を開催 ・身近で話題性のあるテーマを設定し、「消費生活講座」を開催 ・生活協同組合等との連携により、高齢者向けセミナーを実施

番号	施策名	令和2年度取組予定
4-1-11 ☆	区市町村における 消費者教育推進の 支援	・「東京都・区市町村消費生活行政情報」を発行し、区市町村へ情報提供 ・消費生活行政担当職員等の職務に係る知識や実務能力の向上を図るための研修を継続して実施 ・区市町村に対し、東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)派遣による出前講座の活用を促進 ・市町村との共催講座について、できるだけ多くの市町村において開催できるよう調整を実施 【答申を踏まえた取組】 ・消費者問題マスター講座に「区市町村優先枠」を設け、教育行政担当職員も含め区市町村を通じて申し込みのあった受講生の受け入れを実
4-1-12 ☆	区市町村における 消費者教育推進体 制の整備等への支 援	・区市町村における消費者教育推進地域協議会の設置や消費者教育推進計画の策定に向け、取組事例の紹介を実施するなど、情報提供により制度等の理解を促進・消費者教育コーディネーター、消費生活サポーターについて、国の動向を踏まえた情報提供により、制度の理解を促進 【答申を踏まえた取組】・令和元年度に実施した調査結果等を踏まえ、区市町村の実情に合った支援策を検討・東京都版消費者教育コーディネーターについて、都の取組等を随時区市町村へ情報提供し、区市町村の今後の配置に向けた支援を行う。
4-1-13 ☆	地域における消費 者教育の担い手の 育成	・消費者問題マスター講座の開催 ・講座受講者に対し、区市町村が実施する消費者啓発事業や消費者団体の活動等に関する情報を提供 ・希望する区市町村に対し、地域で消費者教育に携わる意思のある講座 受講者の情報を提供し、消費者啓発事業等への積極的な人材活用の促進 【答申を踏まえた取組】 ・消費者問題マスター講座に「区市町村優先枠」を設け、教育行政担当職員も含め区市町村を通じて申し込みのあった受講生の受け入れを実施(再掲)
4-1-14 ☆	消費者教育教材の 作成	・楽しく分かりやすい教材として、消費者教育DVDの新作を作成 ・若者向け・ミドル層向け・高齢者向けに、様々な悪質商法の手口などを 4コマ漫画で紹介する消費者読本「飯田橋四コマ劇場」の活用を促進 【答申を踏まえた取組】 ・児童・生徒向けWEB版消費者教育読本の新作を作成 ・年数が経過し情報が古くなっているものや形式が使いにくくなっている 教材を順次改修 ・消費者問題教員講座などで、教材の活用の働きかけを実施

番号	施策名	令和2年度取組予定
4-1-15	消費者団体等の活 動支援	・消費者団体・グループの活動の場として、消費生活総合センター及び 多摩消費生活センターの学習室及び教室の貸出しを実施 ・一般消費者に対する情報発信のための学習会として、引き続き消費者 団体等と協働し学習会を実施
4-1-16	消費生活に関する 図書資料室等の運 営	・消費生活総合センター及び多摩消費生活センターの図書資料室において、最新の動向を踏まえた消費生活に関する図書、行政資料、団体資料(消費者団体、事業者団体)、DVD等の収集・整備を行い、閲覧・貸出等により提供・パンフレットコーナー及び展示コーナーについては、随時内容の更新・変更等を行い、消費生活部生活安全課からの商品テスト物等の提供と併せて、都民が消費生活を営む上で有益な情報を提供
4-1-17	消費者団体との協働 事業	・消費者問題の解決に向け、消費者団体と東京都による協働事業として、消費者月間事業を実施。より多くの都民の参加が得られるよう企画立案を図り、10月を中心に事業展開を実施
4-1-18	計量に関する周知活動と教育の推進	・計量記念日(11/1)の「都民計量のひろば」開催、区市町村などが開催する消費者向けイベントへの積極的な参加やSNSやリーフレット等を活用した計量制度の普及啓発活動を実施 ・消費生活調査員による計量調査、計量検定所の見学、計量展示室の公開等による一般消費者向けの教育を提供するとともに、子供の頃から計量を身近に感じてもらうため、親子はかり教室や小学校への出前計量教室を実施

(2)持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進

番号	施策名	令和2年度取組予定
4-2-1	エシカル(倫理的) 消費の理解の促進	・エシカル消費の「言葉」と「理念」を結びつけた理解の促進に加え、消費行動の実践を視野に、スーパーマーケット等消費の場及び若者が多く集まるイベントで体験型の普及啓発を実施・PR動画や東京くらしWEB上の紹介ページ、SNSなど様々なツールを活用するほか、各局・区市町村・民間団体と連携した取組を推進・消費者月間事業等の機会を活用したエシカル消費の普及啓発の実施・エシカル消費をテーマにした消費生活講座を実施・エシカル消費に関する記事を掲載した高校生向け消費者教育・啓発ノートを作成、配布

【政策1】消費者被害の未然防止と拡大防止

(1)被害防止のための注意喚起・情報発信

番号	与	令和2年度取組予定
1—1—1 ☆	ホームページ「東京 くらしWEB」等による 消費生活情報の総 合的な提供	 ・対象となる消費者に応じた広報媒体を選択し、情報発信の時期や伝達 方法を工夫するなど、効果的な情報発信を実施 【答申を踏まえた取組】 ・若者など関心が薄い層に向けた情報発信を強化するため、ソーシャルメディア広告等を実施 ・若者の情報入手の実態やニーズを把握し、今後の効果的な情報発信に反映させていくため、18、19歳の若者を対象にヒアリング調査を実施
1-1-2 ☆	対象や連携先の異なる多様な消費者被害防止啓発	・高齢者悪質商法被害防止キャンペーンを実施(9月:関東甲信越ブロック共同キャンペーン) ・事業者団体・関係機関等と連携した啓発キャンペーンを実施 【答申を踏まえた取組】 ・若者向け悪質商法被害防止キャンペーンを実施(1~3月:関東甲信越ブロック共同キャンペーン) ・若者参加型事業を実施(消費者被害をテーマに若者からラジオCM用コピーを公募。ラジオCMとして放送すると共に、映像作品を作成し、インターネット等で公開)
1-1-8	ヒヤリ・ハット調査を 基礎とした潜在危険 の情報提供	・ヒヤリ・ハット調査結果を取りまとめた事故防止ガイドの配布等、効果的な情報提供の実施
1-1-9	子供の事故防止に 向けた情報発信・普 及啓発	・各種イベント、東京消防庁防災館、区市町村、各局と連携した子供の身の回りの危険に関する普及啓発の実施 ・事故事例と事故防止メッセージを加えた動画を作成、配信 ・商品等安全対策協議会の提言に基づいて作成したリーフレットの配布

(2)見守りによる消費者被害の防止と早期発見

番号	施策名	令和2年度取組予定
1-2-3	高齢者等の消費者 被害を防止するため の見守り人材の育成	・ホームヘルパー、ケアマネジャー等の介護事業者や民生・児童委員、 地域の高齢者見守りネットワークの関係者など、高齢者を見守る人々を 対象に、「高齢者見守り人材向け出前講座」を実施
1-2-4	民間事業者と連携し た高齢者の消費者 被害の防止	・宅配事業者等と連携し、高齢者世帯等に悪質商法被害に関するリーフレットを届け、注意喚起を実施